

須坂市立仁礼小学校 いじめ防止等基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な姿勢

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ問題」にはどのような背景があるかを十分に認識し、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、日々「未然防止」「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行う。

全教職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかりともち、仁礼小学校の学校教育目標である「心豊かに学ぶ子どもの育成」のもと「友から学び友情を深める子ども」の姿をめざして『仁礼小学校いじめ防止基本方針』を定める。

2 本校のいじめに対する基本的姿勢

- ・いじめは絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめに対してはいじめられた子どもの立場に立った指導を行うこと
- ・全職員・保護者が一体となって取り組むこと
- ・いじめは、学校・家庭教育の在り方に大きく関わる問題であるという認識にたつこと

【本校の基本理念】

心豊かに学ぶ子どもの育成 ～友から学び 友情を深める子ども～
○人権感覚を磨き、いじめや差別を進んでなくしていける児童の育成に努める。

【具体的な取り組み】

I いじめの未然防止について

(1) 人権教育の充実

- ・全教育活動を通じた人権教育の推進を年間計画のもと実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに育む。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・自他の良さを大切に、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止すると共に、いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・子どもたちの実態に即した資料に出会わせ、人としての「心づかい」「やさしさ」等に触

れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

- ・6月と11月の「人権教育旬間」において、各学年でいじめ・差別等をなくすための学習を実施する。

(3) 体験教育の充実

- ・子どもたちが、友だちや社会・自然との直接的に関わる中で、自分と向き合い、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を計画的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・異学年交流、小中連携、保小連携、特別支援学校との交流等を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。

(4) 教科等・特別活動での人権感覚の育成

- ・授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、友だちと関わり、認め合う場を設定する。
- ・授業での自己評価・相互評価の場を設定し、自尊感情や自己肯定感を高める。
- ・児童が主体となって、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を行う。
- ・インターネット上のトラブルは、インターネットを使用上のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

- ・学級懇談会、PTA 講演会、HP、学校・学年・学級だより等による情報発信を行い、いじめ防止対策や対応について活動していることの啓蒙を行う。
- ・人権教育旬間の参観日や人権教育講演会等で、差別やいじめについて親子で考える機会を設ける。
- ・個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- ・PTAの各種会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や親子で研修する機会を設け、ネットいじめの予防を図る。

II いじめの早期発見について

(1) 日常の取り組み

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の会話等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

(2) 日記や連絡帳の活用

- ・日記や生活ノートの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。その他、日常生活での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(3) Q-U 検査、いじめ調査アンケート、児童相談の実施

- ・Q-U 検査の結果を考察した物を職員会議・研修で扱い、気になる児童への対応を全校体制で考え合う。また、6月11に行ういじめアンケートについては、事例に対して、原因やその後の対応について、職員での研修を行う。

- ・児童相談を年に2回(6/7～7/1、11/14～12/2)設け、全児童を対象として友だちのことや家庭のことなどの悩みを聞く機会をとる。

Ⅲ いじめ対応フローチャート

【いじめ防止】

日常的な児童観察(職員間での情報交換)
 児童への指導(いじめを見逃さない・見過ごさない意識の向上)
 情報収集・共有:児童理解シート、Q-U検査、いじめ調査、児童相談、日記等。
 また、担任以外の児童、職員の観察

【いじめ発生・発見】

学級担任 ← 子どもの訴え、調査、保護者からの情報、他職員からの情報

↓

校長 教頭 指示 → いじめ不登校対策委員会 ◎生徒指導主任 養護教諭 該当担任

【初期対応】

- (1) 事実確認(担任・生徒指導・教頭・学年) ※指導はしない。
 - ・被害者 加害者 別に聞き取り ・照合 くいちがい照合 ・再度事実確認
- (2) 保護者連絡説明(担任)
 - ・被害者に連絡 電話連絡→家庭訪問
- (3) 記録メモ(担任)→報告書作成(教頭)
- (4) 対応策の検討(いじめ不登校対策委員会・教務会)
 - ・いじめ事実の報告 ・いじめの要因の特定 ・加害者への指導内容と方法の検討
 - ・加害者保護者への対応 ・学級・学年・全校への指導計画
- (5) 臨時職員会議
 - ・いじめ不登校対策委員会より報告。全職員の共通理解と具体的な指導体制の確認

【対応】

- (1) 加害児童への個別指導(担任・学年 → いじめ不登校対策委員会)
 - ・被害者の思い、立場を理解させる ・いじめの行為は絶対にいけないということを指導しながら、今後どうしていくかともに考え、諭す。(文章にして振り返らせる)
 - ・今後自分はどうしていけばよいか 自分の考えを述べさせる。
- (2) 加害児童保護者への説明と指導(担任 → 教頭・生徒指導主任)
 - ・事実と原因の説明 ・今後の方向を保護者と考える ・被害児童への対応を協議する
 - ・今後の対応を決める
- (3) 被害児童と保護者への謝罪
 - ・家庭訪問をし、児童・保護者・担任ともに謝罪をする。
- (4) いじめ行為についての学級指導
 - ・学級指導・道徳等での指導 ・孤立させない授業づくり ・傍観者的な児童への支援

【事後対応】

- (1) いじめに関わる記録の作成(担任)
 - ・被害・加害児童の記録を作成し、今後も丁寧に温かく見守っていく。記録を取っていく
- (2) いじめ報告書作成 提出(担任 教頭)
 - ・事実 原因 指導内容 経過報告 解消報告